

### 審議会等の会議の記録

会議の名称	伊勢崎市自殺対策推進協議会委員委嘱状交付式 及び自殺対策推進協議会
開催日時	令和4年7月28日(木)午後2時から3時まで
開催場所	市役所東館5階第1会議室
出席者氏名	(委員) 鈴木康明委員長 大澤誠副委員長 中嶋淑子委員 菅野まさ美委員 樋口友幸委員 柳井正臣委員 小保方英雄委員 岡田智史委員 大内彩子委員 隅谷智委員 中村秀樹委員 横山真司委員 宮崎忠司委員 松本明夫委員 岡部尚子委員
傍聴人数	—
会議の議題	1. 委嘱状交付式 2. 自殺対策推進協議会 (1) 委員長・副委員長の選任について (2) 議事 ①伊勢崎市における自殺の現状について ②令和3年度伊勢崎市自殺対策推進事業について ③令和4年度伊勢崎市自殺対策について ④その他
会議資料の内容	(資料1) 伊勢崎市の自殺の状況について (資料2) 令和3年度自伊勢崎市自殺対策推進事業 (資料3) 伊勢崎市自殺対策推進事業(関係機関・団体) (資料4) 令和4年度の自殺対策について
会議における議事の経過及び発言の要旨	<b>伊勢崎市自殺対策推進協議会委員委嘱状交付式</b>  1. 開会  2. 委嘱状交付式  3. 市長あいさつ 自殺には病気や経済的困窮、家族の問題など様々な原因があるが、背景には社会的要因があることから、改善のためには行政の力が必要になる。 自殺は個人の問題ではなく、様々な事柄が重なっている包摂的であり、県・国と連携しながら経済的な部分でのセーフティネットの整備が必要である。このために市は、高齢者活躍推進のための条例づくり、教育委員会ではいじめ対策等整備をしているところである。 実行性のある施策を行政が当事者意識をもって取り組んでいく

ことが大事である。皆様方との連携を図り情報交換をし、市として推進計画を進め、意見をいただきながら検証し、さらに前に進めていく思いでいる。お力添えをいただきたい。

#### 4. 閉会

### 伊勢崎市自殺対策推進協議会

#### 1. 開会

#### 2. 委員自己紹介

#### 3. 事務局職員紹介

#### 4. 委員長・副委員長の選出

委員長：鈴木康明委員 副委員長：大澤誠委員に決定

#### 5. 委員長あいさつ

H30年度自殺対策推進計画を策定し、計画に基づいた事業を実施しているところである。継続的な自殺対策の推進が求められていることから、自殺対策推進協議会では、関係機関と連携を深め、情報共有及び検討を行っていく。委員の皆様には、伊勢崎市の自殺対策推進のために関係機関・団体の立場からご意見をいただきたい。

#### 6. 議事

- (1) 伊勢崎市における自殺の現状について  
資料1別紙について説明（事務局）

#### 【質疑・応答】

##### 委員

群馬県は関東地方の中で、もっとも多く全国ワースト8位とあるが、その背景についてわかれば教えてほしい。

##### 事務局

背景については調べていない。これから調べさせていただく。

##### 議長

質問の意図は何か。

##### 委員

群馬県の背景がわかれば、その中で伊勢崎市の手がかり、話合いの材料があるのではないかと思い質問させていただいた。県の中で伊勢崎の割合がどのくらいか見ればわかるかと思うが、その部分も絡めて教えていただければと思った。

##### 議長

自殺対策基本法の一つ、若年層対策に危機感をもっている。30代前半まで見たとき、小中ではなく20代前半あたりに問題が見

えてくる。背景等を知ることによって特に学校現場における予防教育等が推進できるということによいか。

**委員**

はい。

**委員**

全国的に令和元年・2・3年増加している。重点課題に生活困窮や勤務経営書かれているが、景気が悪く失業した、解雇になった、借金が返せなくなった等コロナの感染拡大が影響しているのか。

**議長**

自治体でも懸案になっているのではないかと思うが、伊勢崎では新型コロナとの関連に関して情報はあるのか。

**事務局**

新型コロナウイルスとの関係は、国の有識者会議では関連性は否定できないということだが、伊勢崎市としての関連についてはデータがない。

**議長**

市長の話の中でいじめと自殺が語られていたが、慎重に考えていきたいと思う。ひとつは、新型コロナウイルスによる影響と自殺との関連である。いくつか自治体に関与させてもらっているが、ある自治体では、新型コロナウイルスと自殺には関連は見られないのではという視点も出ているがまだ明解ではない。色々な意見が錯綜しているところ。伊勢崎市としても慎重に見極めていくことが必要かと思われる。

**委員**

データを集めているわけではないので定かなことは言えないが、本日もメンタル不調での受診があった。職場でのストレスがあるが、ストレスを緩める手立てが非常に限られている状況がある。友人と話をしたり、飲食するなどの場で解決していたが、できない状況があるのかと思う。一方で、以前から引きこもりなどで、仕事を休みがちな人は、在宅ワークになり精神的に楽になったという人も出てきている。コロナ禍の状況は、相反する面でメンタル不調から見える気がする。

**議長**

宿題をいただきつつ全員で検討できればと思う。

(2) 令和3年度伊勢崎市自殺対策推進事業について  
資料2・3別紙について説明 (事務局)

**【質疑・応答】**

**委員**

資料2の中に職員課が入っていないがメンタル面の傷病の人が多い気がする。  
ストレスチェックをやられているので、この計画の中に入れた方がよいのではないか。ストレスチェックに関わらせてもらっているので提案したい。

**議長**

今の視点は大切なところであると思われる。関わっている側を支援することは重要で懸案事項である。伊勢崎の職員に対する現状または課題等あればお願いしたい。

**委員**

伊勢崎市の場合は内科の先生と精神科の私が産業医をさせてもらっている。

一つは、こころの健康相談で診療所に電話をもらうことで対応させてもらっている。外部のカウンセラーへの相談や職員課保健師への相談体制もある。また、ストレスチェックを実施しているが、さらに集団分析をきちんと実施している。各課等の集団分析を実施し、さらに新任課長、2年目課長を対象に、集団分析の結果の研修を行いディスカッション等している。

**議長**

関わる可能性のある例えば、消防、警察、学校、福祉の人たちをいかに支えていくかも自殺対策の大きな課題である。消防、警察、学校、福祉で関わりがあれば教えてほしい。

**委員**

消防本部では、ストレスチェックを職員全員に実施している他、年度初めに所属長以下各職員にヒアリングを実施し、ケアしている。

**委員**

教育では、毎年、ストレスチェックを行っている。昨年度のストレスチェックの結果、産業医へ受診する教員もいる。時間外勤務の業務改善も日々実施している。

**議長**

専門職も辛い時は辛い。全体で支えていくことが必要なテーマであると考え。

**議長**

コミュニケーションツールが変わってきていると思われるが、電話相談、対面と合わせていかにSNSを活用していくか。効果、エビデンスはどうか。

**事務局**

昨年度、講演会についてはユーチューブを活用して発信した。SNS相談については、群馬県の自殺対策会議の中でも県としての取り組みも難しい。市民に対しては、厚生労働省で知らせている国で推奨しているNPOのSNSの相談窓口を、ホームページで周知して

いる。市としての実績はない。

#### 議長

大学は学生相談についてもライン相談の実施等をしている。群馬や伊勢崎のみが例外ではないので今後の課題である。

- (3) 令和4年度伊勢崎市自殺対策について  
資料4別紙について説明（事務局）

#### 【質疑・応答】

#### 委員

資料4を見ると地域包括支援センターについて、(1) (2) (4)の①⑥にてでくる。地域包括支援センターは、中学校区に一支援センターであり、住民に近い所に存在しているが守備範囲が高齢者に限定されており、もったいないと思う。高齢者だけでなく、実際にはもう少し若い人の相談もある。地域共生社会がうたわれている中で、本当に弱い人に対して身近で対応できるセンターとして存在していく方向性ができればよいと考える。

#### 議長

資料4に関して、地域、人材育成、啓発等一つずつ項目を整備しているが、視点を変えてもよいのではないかと思う。切り口を変えて、地域包括支援センターから自殺対策をみて、地域包括支援センターの充足とさらなる発展について提案をいただいた。今の時点で事務局の考えはどうか。

#### 事務局

地域包括支援センターは当課の所管ではないが、言われる通り確かに住民に近い所で活動してもらっている。年齢等の制限を取り払った形ができるか否か今後考えていきたい。

#### 議長

重点の施策を踏襲しつつ、この領域で新しいものも組み込んでいってよい。最初は、自殺は個人的な問題であると言われたが、死にたいから死んだのではないという署名の束を持って行って、下から突き上げる形で制定されたのが自殺対策基本法である。そのようなことを考えると柔軟に声をあげてもよいのではないか。

#### 委員

資料1、2ページ目に、高齢者、生活困窮者、経営勤務が重点課題にある。弁護士としてやっていることとして、生活困窮の場合は、個人再生をして、住宅ローンのみ残して債務を減らす等の権利がある。勤務経営については、コロナで詰まってしまったということもあると思う。経営では更生手続き、民事手続き、見込みがなければ自己破産という視点もある。勤務中のいじめや過重労働が原因で鬱になった等その場合は賠償請求がある。この2つについては、弁護士会として市役所での相談、法テラスで無料の法律相談もしている。

中には、SNS相談は個人としては実施している弁護士もいるが、

弁護士会として実施していないので考えていかなければならない  
と思った。

勤務経営について、勤めている人が相談に来るときは、先に労働基準監督署に行っている場合が多いが、法律相談までたどり着けないということがあるかもしれない。例えば労働基準監督署に弁護士が1週間に1回行くという方法もある。

生活困窮であれば、社会福祉協議会や市役所生活保護相談等の場にいることなども大事と感じた。関係機関、弁護士会に依頼があれば妨げないと思われるので言っていたきたい。

#### 議長

相談にたどり着ける人は良いがたどり着けない人達をどう支えていくか。自分も専門領域にアウトリーチということがあるが、弁護士会より「出向きます」とありがたい大事な提案をいただいた。事務局はどうか。

#### 事務局

弁護士会の活動情報をいただき、関係機関にも調査をしながら検討させてもらいたい。

(4) その他 (事務局)

特になし

#### 議長

事務局には、本日の意義ある協議内容をもとに、ますます充実した自殺対策を推進されますよう希望いたしまして議長の任を解かせていただく。

7 閉会